○法務省告示第百八号

少年院種類表（平成二十七年法務省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日　法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後		改正前	
少年院種類表		少年院種類表	
少年院	種類	少年院	種類
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		置賜学院	第一種
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○財務省告示第八十三号

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十九年三月財務省告示第八十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名、銘柄及び型式　法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限る。）のうち、炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。以下「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。）

(二)　特徴　流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において、管と管を接続する等の用途に使用される配管部材であり、工場やプラント等配管が張り巡らされるあらゆる場所で用いられる。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

平成三十年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

炭素鋼製突合せ溶接式継手

(二)　調査対象貨物の供給者

イ　調査当局が知り得た韓国の供給者

(イ)　TK Corporation（以下「泰光」という。）

(ロ)　Sungkwang Bend Co., Ltd.（以下「聖光」という。）

(ハ)　SBC Bend Co., Ltd.（以下「三光」という。）

(ニ)　HWAJIN PF Co., Ltd.（以下「和珍」という。）

(ホ)　YOUNG IND.Co., Ltd.

(ヘ)　Pipe Bank Co., Ltd

(ト)　HASUNG Co., Ltd.（以下「河星」という。）

(チ)　KYEONG NAM BEND Co., Ltd.（以下「慶南」という。）

(リ)　PILS Co., Ltd

(ヌ)　DG BEND

(ル)　SUNGJIN BEND

(ヲ)　NAMSUNG SANUP

(ワ)　WONNAM BEND

(カ)　GUKYONG SANUP

(ヨ)　YOUNGSHIN BEND

(タ)　ILSUNG BEND

(レ)　JONGHWA BEND

(ソ)　KUM KANG INDUSTRIAL Co., Ltd.

(ツ)　SHK Co., Ltd.

ロ　調査当局が知り得た中国の供給者

(イ)　営口遼河機械管件有限公司（Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.）

(ロ)　営口市北方管件有限公司（Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.）

(ハ)　営口宝唯管件有限公司（BNV Piping Products Co., Ltd.）

(ニ)　河北圣天管件集団有限公司（Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.）

(ホ)　河北渤海管道設备集団有限公司（Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.）

(ヘ)　APCO PIPE FITTINGS Co.,Ltd

(ト)　江阴中南重工股份有限公司（Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd）

(三)　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項　平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十五年一月一日から平成二十八年九月三十日まで

(四)　不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費を加えた価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、中国産の調査対象貨物の正常価格については、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、令第二条第三項の規定に基づき、中